

規律・裁定委員会運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下「本連盟」という。）定款第 8 章・第 48 条の規定に基づき設置された、規律・裁定委員会（以下「本委員会」という。）で必要な事項を定める。

(司法機関)

第 2 条 本連盟及び公益財団法人日本サッカー協会の諸規程（以下、単に「本規則等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、規律・裁定委員会を設置する。

(任務)

第 3 条 本委員会は、本規則等に対する違反行為として、競技及び競技会に関する違反行為、選手の登録の諸規則に関する違反行為、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について調査、審議し、懲罰を決定する。但し、本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定する。

(組織)

第 4 条 本委員会は、本連盟専門委員会規程に基づき、委員長及び 2 名以上の委員をもって構成される。また、委員長、委員は非常勤とする。なお、本連盟職務権限規程に基づき、理事、監事は本委員会委員長ないし委員になることはできない。

(任期)

第 5 条 委員長及び委員の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(招集)

第 6 条 委員長が招集し、その議長となる。

2 規律裁定委員会は、2 名以上の委員長・委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(決定の独立性)

第 7 条 本委員会は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。

(理事会・評議員会への報告)

第 8 条 本規程第 3 条による本委員会決定事項及びその理由について、理事会及び評議員会に報告することができる。

(不服申立)

第 9 条 本委員会において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立があった場合は、理事会に報告後、これを再審議することもある。

(改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和 4 年 12 月 11 日より施行する。